



資料 1

令和 8 年度地域枠・自治医科大学卒業医師の 配置に係る考え方について

令和 7 年 12 月 24 日 (水)

神奈川県健康医療局保健医療部

医療整備・人材課人材確保グループ

キャリア形成プログラム適用医師の配置に係る検討体制について

◆根拠

地域医療対策協議会運用指針（令和5年3月31日改正）

◆協議主体

神奈川県医療対策協議会

◆対象

キャリア形成プログラムの適用を受ける医師

【地域医療対策協議会運用指針（令和5年3月31日改正）概要】

- 地域における医師確保のためには、地域医療対策協議会において医師の派遣調整を行うことにより、都道府県内で医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣されることが必要である。
- 地域医療対策協議会において、都道府県内の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議することとする。
- 協議対象医師は、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本となる。
- キャリア形成プログラムの目的を踏まえ、協議対象医師の派遣先が、地域における医師の確保に資するという観点はありつつも、個々の協議対象医師のキャリア形成上の希望と整合的なものとなるよう、最大限配慮する。

1 地域枠医師の配置に係る考え方

義務年限とキャリア形成プログラムについて

地域枠医師は、県内4大学医学部を卒業したのち、次の3つのパターンで従事義務がある。

診療科ごとに設定されたキャリア形成プログラム（以下「キャリプロ」という。）を選択している場合、選択したプログラムにより地域医療への貢献とキャリア形成の両立を図る。

	1~2年目	3~5年目	6~9年目	10~11年目
【パターン①】 キャリプロ選択あり (R6年度施行版)	臨床研修 ※県内に所在する基幹型臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づき研修	専門研修 ※県内に所在する基幹施設及び連携施設で研修	地域医療実践 ※キャリプロに掲載されている県内のうち <u>地域A,B群に所在する</u> 医療機関で従事 ※対象医療機関は毎年調査の上選定	
【パターン②】 キャリプロ選択あり (R1年度施行版)			地域医療実践 ※キャリプロに掲載されている <u>県内に所在する</u> 医療機関で従事 ※対象医療機関は毎年調査の上選定	
【パターン③】 キャリプロ選択なし (H31年度入学者まで)	臨床研修 (義務外)		県内の医療機関で指定された診療科を担当する医師の業務に従事	

令和8年度の配置に係る考え方（案）

キャリア形成プログラムを適用する医師の配置については、以下のとおり調整することとしたい。

【医師1～2年目（臨床研修）】

- ・ 地域枠医師は県内基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムの中から希望するものを選択する。

【医師3～5年目（専門研修）】

- ・ 専門医制度新整備指針にいう「基本的診療能力の獲得」のため、専門医の取得を推奨
- ・ 県内の専門研修基幹施設のプログラムを履修し、県内医療機関に配置
- ・ 医師の希望により専門研修を履修せず、指定医療機関勤務を選択することも可能

【医師6～9年目（指定医療機関勤務）（地域医療実践）】

- ・ 派遣先医療機関の受入希望状況を把握し、派遣予定医師に情報提供
- ・ 地域枠医師は、派遣先医療機関リストから従事したい医療機関を選択
- ・ 各地域枠医師は希望する理由を明らかにし、派遣希望配置先（優先順位をつけて複数）を県に回答
- ・ 地域枠医師の意向を踏まえ、希望を尊重し、医療対策協議会において派遣先の承認手続きを行う。

※ 地域枠医師が医療機関を検討するにあたって、必要に応じてキャリアコーディネーターが相談に応じる等支援する。

配置までのスケジュール

○ これまでの経緯と今後の流れ

	令和7年6月 以前	7~9月	10~12月	令和8年1~3月	令和8年 4月~
手続き 関係	<ul style="list-style-type: none">・キャリア形 成プログラム 誓約書又は選 択書を送付・修学資金貸 与医師に対する キャリア形 成プログラム への参加	キャリアコー ディネーターと の面談において、 臨床研修修了後 及び <u>専門研修の 意向を確認</u> (7月頃)		協定締結 指定医療機関決定通知 書（指定病院決定通知 書）を修学資金貸与医 師に送付 (3月末)	指定医療機関 で修学資金貸 与医師が勤務 を開始
会議			12月24日 第2回医療対策協議会 <u>配置に係る考え方を協 議</u>	2~3月 第3回医療対策協議会 <u>修学資金貸与医師の 配置を協議</u>	

(参考) 神奈川県地域枠について

県のキャリア形成プログラムの適用を受ける医師は現状以下のとおり。

	横浜市立大学地域医療枠	神奈川県指定診療科枠 (産科等医師修学資金貸付制度) ※ R1に地域医療医師修学資金貸与制度と統合	神奈川県地域枠 (指定診療科枠) (地域医療医師修学資金貸付制度)
根拠 (条例名)	緊急医師確保対策 経済財政改革の基本方針2008	緊急医師確保対策 (神奈川県産科等医師修学資金貸付条例)	緊急医師確保対策、経済財政改革の基本方針 2009 (H22)、新成長戦略 (神奈川県地域医療 医師修学資金貸付条例)
修学資金	無し	学費 + 生活費相当額	あり (10万円)
実施大学	横浜市立大学	横浜市立大学 (廃止)	①横浜市立大学、②聖マリアンナ医科大学、③北里大 学、④東海大学
開始年度	平成20、21年度	平成21年度	①平成21年度、②平成22年度、③④平成24年度
実施期間	恒久的措置	平成21年度～平成31年入学生	平成21年～令和8年入学生
人数	毎年度 25名	毎年度 5名 (計55名)	各 5～8名
診療科の範囲	なし	産科、小児科、麻酔科、外科	産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、 脳神経外科及び総合診療を担う診療科
義務年限	臨床研修を含む9年間	臨床研修を除く9年間	臨床研修を除く9年間 (令和2年度以降は臨床研修を含む9年間)
指定医療機関	指定なし (大学附属病院及び県内の医療機関)	県内の医師不足病院又は診療所	県内の医師不足病院又は診療所

2 自治医科大学卒業医師の配置に係る考え方

自治医科大学の概要と義務年限の取扱いについて

○自治医科大学

◆大学概要 :

医師不足に悩むへき地等の医療の確保と向上及び地域住民の福祉の増進を図るために、昭和47年（1972）に全都道府県が共同して設立した大学。

◆義務年限 :

授業料等の修学資金は全額貸与され、卒業後、出身都道府県が指定する勤務地で**最短9年間**（貸与期間の1.5倍）勤務することで修学資金の返済が免除される。

◆勤務場所 :

具体的な勤務先は、知事の指定するへき地等の公的医療機関であり、**各都道府県において義務年限内の研修・勤務のローテーションを定めている。**

○義務年限医師の取扱いについて

本県では、義務年限中の自治医科大学卒業生の勤務に関し、「現年度の勤務機関における状況を把握するとともに、次年度の勤務予定機関における受入を調整する（会議設置要綱第2条から抜粋）ため、**“自治医科大学義務年限勤務医師受入調整会議”**を設置している。

自治医科大学卒業医師（～48期）の配置方法について

- 第34期自治医の卒後3年目（平成25年度）から以下のローテーションを適用。

○ローテーション（現行）

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修	後期研修（専門研修）	地域派遣
	県立足柄上病院	県立病院等/保健福祉事務所	公立公的医療機関

卒後6～7年目		卒後8～9年目
奇数期	偶数期	派遣要望のある 公立公的医療機関 (診療所含む) で勤務 * 保健所勤務も可能
派遣要望のある公立公的診療所等で勤務 ・公立公的診療所 ・公立公的医療機関 ・保健福祉事務所	派遣要望のある公立公的診療所等で勤務 ・県立煤ヶ谷診療所 ・公立公的医療機関	

自治医科大学卒業医師（49期～）の配置方法について

○ローテーション（～48期）

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修	後期研修（専門研修）	地域派遣
	県立足柄上病院	県立病院等/保健福祉事務所	公立公的医療機関

○ローテーション（49期～）

卒後年	1～2年目	3～4年目	5～6年目	7～9年目
勤務先	臨床研修	地域医療研修	地域派遣	公立公的医療機関等勤務
	<u>横須賀市立</u> <u>総合医療センター</u> (旧うわまち病院)	<u>県立足柄上病院</u> <u>総合診療科</u> (<u>総合診療専門研修</u>) (週4日)	<u>公立診療所</u> (週4日)	臨床コース 公衆衛生コース
		<u>保健福祉事務所</u> (週1日)	<u>保健福祉事務所/</u> <u>公立公的医療機関</u> (週1日)	<u>公立公的</u> <u>医療機関</u> <u>保健福祉</u> <u>事務所等</u>

令和8年度の配置における対象者について

- 協議対象者は、以下25名。
- 卒後1,2年目が4名、卒後3～5年目が8名、卒後6,7年目が8名、卒後8,9年目が5名となる。

対象者	期	卒後年数	氏名				
ア. 卒後1,2年目 (臨床研修) 4名	49	1年目	①			②	
	48	2年目	③			④	
イ. 卒後3～5年目 (後期研修) 8名	47	3年目	⑤	⑥	⑦	⑧	
	46	4年目	⑨			⑩	
	45	5年目	⑪			⑫	
ウ. 卒後6,7年目 (地域派遣) 8名	44	6年目	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	43	7年目	⑯		⑯	⑰	
エ. 卒後8,9年目 (地域派遣) 5名	42	8年目	⑯			⑰	
	41	9年目	⑯		⑰		⑰

説明は以上です。